

上天草市立斎場指定管理者募集要項

上天草市では、公の施設である「上天草市立斎場」（以下「斎場」という。）の管理業務について、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減を図り、設置目的をより効果的に達成するため、指定管理者制度を導入することといたしましたので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項、上天草市立斎場条例(平成 16 年上天草市条例第 94 号。以下「条例」という。)第 12 条及び上天草市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 18 年上天草市条例第 61 号)第 2 条の規定に基づき、指定管理者を募集します。

1 施設管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方

- (1) 市が担うべき業務をスリム化し、民間事業者の能力の活用により、利用者へのサービス拡大と管理経費の削減などが図られ、効率的な管理運営が望まれます。
- (2) 施設の利用許可、利用料の収受及び還付を、指定管理者において行いますので、申請から許可、利用料徴収までの業務が円滑となります。

2 施設の概要

- (1) 施設の名称
上天草市立斎場
- (2) 所在地
上天草市大矢野町登立 3495 番地 3
- (3) 施設の沿革
昭和 58 年 4 月建設
ア 平成 21、22 年度一部改修(待合ホール、太陽光発電システム、収骨室等)
イ 平成 31 年度一部改修(火葬炉 3 基、炉前ホール、空調設備、告別室等)
- (4) 施設内容、規模等
ア 敷地面積 5,960 m²
イ 床面積 488.4 m²〔鉄筋コンクリート造、平屋建て〕
(ア) 斎場棟 178.7 m²(火葬炉 3 基・炉前ホール・告別室・冷却室・作業室)

(イ) 待合棟 267.5 m² (待合ホール・待合室・和室 3 室・事務室・トイレ)

ウ 備品 [太陽光発電システム・AED・液晶テレビ・祭壇台他]
付属施設 [駐車場・霊灰塔等・進入道]

(5) 現在の施設運営体制

令和 3 年度から令和 5 年度の 3 年にわたり施設運営のみ業務委託を行っています。

(6) 施設の利用実績、決算状況

別紙、施設概要書(略)のとおりです。

3 指定管理者が行う管理業務の基準

(1) 休業日

1 月 1 日とします。

ただし、市長が必要があると認めるときは、変更することができます。

(2) 利用時間

斎場の利用時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

ただし、市長が必要があると認めるときは、変更することができます。

(3) 施設利用料金

火葬場施設の利用料金は、条例第 14 条第 2 項の規定により条例第 9 条に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることができます。

(4) 法令遵守、文書等の保存年限等

管理運営業務を行うに当たっては、次の法令を遵守してください。

ア 墓地、埋葬等に関する法律、同施行規則

イ 上天草市立斎場条例、同施行規則

ウ 上天草市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例、同施行規則、
上天草市個人情報保護条例ほか関係条例、規則

エ 地方自治法、同施行令、同施行規則ほか行政関係法令

オ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令

カ ビル管理法、同施行規則、水道法、同施行規則、建築基準法、消防法、同
施行規則、電気事業法その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法

令

(ア) 指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、上天草市個人情報保護条例(平成 17 年条例第 4 号)第 13 条第 2 項の規定に従い、協定書において定める安全確保の措置を講じなければなりません。

(イ) 指定管理業務を行うに当たり作成し又は取得した文書などは、適正に管理し、5 年間保存してください。なお、指定期間を過ぎた後も同様とします。

(5) 廃棄物の抑制、グリーン購入

指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理と環境負荷の軽減に配慮した環境物品等の調達(グリーン購入)に努めてください。

(6) 施設の管理、モニタリング

ア 施設の設備及び物品は、適正に管理してください。

イ モニタリング及び事業報告は、適切に行ってください。

ウ 業務の運営は、公平、公正を常に保ち、円滑に実施してください。

※管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ、協定書で定めます。

4 指定管理者の業務

(1) 斎場の利用の許可に関する業務

(2) 斎場の維持管理に関する業務

(3) 斎場における火葬業務

(4) その他管理運営に必要な業務

5 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 管理に要する経費

施設の管理に要する経費は、施設利用料及び自動販売機電気利用料及び市からの指定管理委託料によって賄うこととします。このうち、指定期間中に市からの指定管理委託料の額は、次に定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の指定管理料の額の提案を求めます。

なお、市からの指定管理委託料の額は、事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と市との間で締結する協定書で定めます。

(1) 基準価格(3年間)36,456,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和6年度：12,152,000円(消費税及び地方消費税10%(1,104,727円)を含む。)

令和7年度：12,152,000円(消費税及び地方消費税10%(1,104,727円)を含む。)

令和8年度：12,152,000円(消費税及び地方消費税10%(1,104,727円)を含む。)

※基準価格を超える提案があった場合には、第一次審査で失格となりますので、ご注意ください。

※指定管理業務に要する費用が指定管理委託料を上回った場合は、市は特別な事情があると認めない限り、補填等を行いません。

また、指定管理業務の利用料金収入実績額が、提案された収支計画での利用料金収入見込額を下回った場合において、指定管理者募集に当たり市が想定している利用者見込み数を達している場合は、指定管理委託料の補填等を行いませんので、ご留意願います。

7 リスク分担

管理運営業務に関するリスク分担の基本的な考え方は、次のとおりです。なお、これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものであり、詳細については、協定の締結を行う際に、市と指定管理者との協議の上、決定します。

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・ 住民及び施 設利用者へ の対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利 用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の改正	施設管理、運営に影響を及ぼす法令改正	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令改正		○
税制度の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制度の変更	○	
	一般的な税制度の変更		○
政治、行政 的理由によ る事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続 に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀 なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費 における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、 争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの 責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な 現象をいう。）に伴う施設、設備又は備品の修復に よる経費の増加	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りに よるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延（市→指定管理者）によって生じ た事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生 じた事由		○
施設・設備 の損傷	経年劣化によるもの（軽微なもの（注））	○	○ (10万円)

			未満)
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	○	○ (10万円未満)
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	○	○ (10万円未満)
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
運営リスク	景気、社会情勢等の変動による施設利用収入の減少		○
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

(注) 「軽微なもの」とは、ドア類の金属補修、電気機器類の消耗部品の交換、機器等の修繕等で、1件につき10万円未満のもの。

8 事業実施状況の監視等

(1) モニタリングの実施

市は、斎場の円滑な管理運営を確保するため、管理業務の実施状況を把握するモニタリングを実施します。モニタリングの実施に関して必要な事項については、協定において定めることとします。

(2) アンケートの実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等を図る観点から、アンケート等により施設利用者の意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について、市へ報告するものとします。

9 参加資格

- (1) 参加申込を行う者は、次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であることとする。
- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 天草管内に本店又は契約権限を委任した営業所等を有する者であること。
 - ウ 上天草市工事等請負及び委託契約等に係る指名停止の措置要領（平成16年上天草市告示第94号）又は上天草市物品購入等契約及び業務委託契約に係る指名停止の措置要綱（平成27年上天草市告示第71号）の規定に基づき、入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。
 - エ 暴力団（暴力団員による不当な行為に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
 - オ 暴力団密接関係者（上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5号）第2条第4号に規定する者をいう。）でないこと。
 - カ 労働者災害補償保険に加入している者であること。
 - キ 県税、市町村税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していない者であること。
 - ク 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続を行っていない者であること。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - ケ 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が市長に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
 - コ 火葬炉の運転管理に一定の経験を有する者がいること、若しくは指定管理が始まるまでに確実に確保できること。
- (2) 複数の法人などでグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意してください。
- ア 代表団体を選出し、市との協議等については、当該代表構成員が行うこと。
- なお、グループの構成員は、(1)のア及びウからケまでに掲げる要件を全てを満たすこととする。

- イ グループ構成員の責任と役割を記した協定等を締結していること。
- ウ 申請者の記名等については、構成員全員が行うこと。
- エ 上天草市立斎場指定管理者募集要項要綱中の「10 提出書類」の(3)から(9)については、参加者それぞれについて提出すること。
- オ 申請については、1 申請者につき 1 提案に限る。また、グループの構成員は、他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできない。

10 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。

なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（第 1 号様式）
- (2) 斎場の管理運営に関する事業計画書（第 2 号様式）及び収支予算書（第 3 号様式）
- (3) 法人等の定款若しくは規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人格のない団体にあっては代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあっては、外国人登録証明書の写し）（いずれも申請日前 3 か月以内に交付されたものに限る。）
- (5) 貸借対照表、損益計算書、注記表その他法人等の事業及び財務の状況を明らかにすることができる書類（直近の 3 年度分）
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- (7) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- (8) 納税証明書等（募集要項配布日以降に交付されたもの）
 - ア 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - イ 市税（市税が課税されていない者で市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の市区町村税）及び地方税について未納がないことの証明書
- (9) 法人等の役員名簿（監事又は監査役を含む。）
- (10) 9 参加資格に掲げるエ、オ及びケの欠格事項に該当しない旨の申立書（任意様式）

(11) その他市長が必要と認める書類

ア 事業所に係る組織体制及び給与体系

イ グループで申請する場合は、グループ構成員表及び当該グループに係る協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求又は受領団体等を明らかにした書類）（任意様式）

11 現場説明会の開催

現場説明会は、令和5年8月8日(火)午前10時(1時間程度)から斎場で開催します。

現場説明会への出席人数は、1申請者につき3名までとします。

12 質問事項の受付及び回答

(1) 募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間 令和5年7月25日(火)から8月17日(木)まで

イ 受付方法 質問票（第4号様式）に記入のうえ、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

(2) 質問に対する回答は、令和5年8月21日(月)に市のホームページに一括掲載します。

13 申請書の提出先及び受付期間

(1) 提出先 上天草市市民生活部環境衛生課

〒869-3692 上天草市大矢野町上 1514 番地

電話 0964-26-5541（直通）

(2) 受付期間 令和5年7月25日(火)から令和5年9月19日(火)までの日（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前8時30分から午後5時までとします。

※郵送の場合、書留郵便により提出期間最終日の午後5時までに必着するようになしてください。

※電子メール、ファクシミリでの提出は、認めません。

14 選定方法

- (1) 指定管理候補者選定委員会(以下「選定委員会」といいます。)において、各委員が次の審査基準の項目に沿って総合的に審査を行い、それぞれ審査した評価点の合計(価格評価と基本項目評価の点数の合計)が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とします。市は、選定委員会の意見を基に指定管理者候補者を選定します。

ただし、基本項目評価において申請内容が一定基準以上の評価点を満たさないと判断された場合は、指定管理候補者として選定されません。

- (2) 審査基準と配点は、次のとおりです。

選定項目		審査項目	配点
事業計画書の内容が、利用者の平等な利用を確保するものであるか。		施設の設置目的及び市が示した管理の方針	適 否
		利用者の施設の平等な利用の確保	
1	施設の効用を最大限発揮させるものであるか。	火葬業務の維持とサービス向上を図るための具体的手法及び期待される効果	<u>4 0</u>
		施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	
2	管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。	施設の修繕及び管理運営に係る経費の内容	<u>2 0</u>
		収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	
3	管理を安定して行うために必要な人員配置及び財務的基盤を有しているか。	安定的な運営が可能となる人材配置	<u>3 0</u>
		安定的な運営が可能となる財務的基盤	
		類似施設の運営実績及び運営に必要な知見	
4	その他、施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	地域への貢献活動	<u>1 0</u>
合 計			1 0 0

15 申請に要する経費

申請に要する経費などは、すべて申請者の負担とします。

16 無効又は失格

本要項中に記載しているほか、次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

17 選定委員会の開催

選定委員会は、令和5年9月27日（水）に開催します。（予定）

選定にあたっては、申請書類及び面接審査などにより総合的に審査します。

※面接審査の開催日時及び場所については、申請者に後日ご連絡します。

面接審査は、申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションを実施し、それに対する質疑を行います。

なお、面接審査に欠席された場合は、申請を辞退されたものとみなします。

18 申請状況及び結果の公表

応募状況について、申請した法人その他の団体の名称については公表します。

選定結果については、令和5年10月中旬に各申請者宛て文書で通知します。

また、市のホームページで指定管理候補者名などを公表します。

19 指定管理者の決定及び管理業務に係る指定管理料

- (1) 指定管理者は、令和5年12月の上天草市議会の議決を経て指定する予定です。

- (2) 議決後に市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定書の管理業務に係る指定管理料は予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理

業務に係る提案価格を下回る場合があります。

20 募集に当たっての留意事項

- (1) 提出された書類は、返却いたしません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します。
(複写した書類は、市庁内及び選定委員会での検討に限り使用します。)
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- (4) 応募受付締め切り日以降の応募書類の差し替え及び再提出は、認めません。
- (5) 応募を取り下げの場合は、辞退届を上天草市市民生活部環境衛生課まで提出してください。
- (6) 指定管理候補者を選定した以降において、応募内容などに重大な乖離などがあると認めた場合は、当該法人その他の団体の評価点を無効とし、次順位の法人その他の団体を繰り上げる場合があります。この場合において、市は損害賠償などには一切応じません。
- (7) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が応募資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化などにより事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。
- (8) 指定管理者の指定後に、指定管理者が応募資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況などの悪化などにより事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。
なお、その場合に発生した市が受ける損害についての賠償請求については、指定管理者と市との間で締結する協定書で定めます。
- (9) その他本要項に定めがない事項については、上天草市が指示します。

21 現従業員の継続雇用

指定管理を受けた場合は、現業務委託者が雇用する従業員の内、継続雇用を希望する者は引き続き雇用することとします。雇用条件等は、現状を基準とします。

22 添付資料・様式

- (1) 指定管理者指定申請書(第1号様式)
- (2) 事業計画書(第2号様式)
- (3) 収支予算書(第3号様式)
- (4) 質問票(第4号様式)
- (5) 上天草市立斎場指定管理者業務仕様書
- (6) 上天草市立斎場の管理に関する協定書(案)

【問合わせ先】

〒869-3692 上天草市大矢野町上 1514 番地

上天草市市民生活部環境衛生課

環境衛生係（担当） 山本

電話 0964-26-5541（直通）FAX 0964-56-5107

電子メール：kankyou@.city.kamiamakusa.lg.jp